

口座振替のご依頼・申込にあたっての注意事項（佐伯市）

- ◆お申し込みの際は、口座振替（自動払込）を希望する科目の納税（入）通知書を必ずお持ちください。
- ◆お申し込み区分の〔新規〕〔変更〕〔解約〕は別々の用紙でお申し込みください。
- ◆すでに口座振替・自動払込をご利用されている方が、新たに口座振替（自動払込）申込書を提出されますと従前の依頼に替えて今回の依頼書（申込書）のとおりになります。また、変更できるまでは旧口座からの振替になりますので、下記の口座振替・自動払込開始時期一覧表をご確認ください。
- ◆市税、保険料の振替について、ゆうちょ銀行でお申し込みをされた方は、毎月20日ゆうちょ銀行受付分までは、翌月末の納期分から振替開始になります（20日が休業日の場合は、前営業日受付分まで）。
- ◆残高が不足したため振替不能になった場合、再度振替はいたしません（上下水道料金等除く）。
- ◆上下水道料金等について、納期ごとに振替している方で、残高が不足したため振替不能になった場合、次回に繰越しして振替いたします。
- ◆各科目（上下水道料金は除く）の口座振替について、残高が不足したため振替不能になった場合、口座振替不能通知書兼納付書を送付いたしますので市内各金融機関または各担当窓口にて納税（入）してください（老人ホーム入所者負担金の口座振替不能通知書兼納付書は、市内金融機関でしか納付できません）。
- ◆市税の振替について、一括払いの依頼をされた方が振替不能となった場合は、第2期以降は納期ごとに振替します。翌年度は一括での振替となります。
- ◆市税の振替について、年度の途中で一括払いのご依頼をされた場合、お申し込みがあった年度は各納期ごとに振替し、翌年度から一括での振替となります。また、振替方法についての記入がない場合は期別のお申し込みとして受付しますので、ご了承ください。
- ◆市税、保険料の振替について、過年度随時分（過年度の税額が増えた分）は口座振替での納付ができませんのでご了承ください。
- ◆市税等の口座振替は下記の各金融機関の本店・支店（所）で可能です。
- ◆その他、ご不明の点がございましたら各担当課へお問い合わせください。（裏面参照）

<口座振替取扱金融機関>

大分銀行	伊予銀行	九州労働金庫	ゆうちょ銀行
大分信用金庫	大分県信用組合	大分県農業協同組合	
豊和銀行	宮崎太陽銀行	大分県漁業協同組合	

申込日と口座振替（自動払込）開始時期一覧表

（市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について20日を過ぎてゆうちょ銀行にて申し込まれた方は除く。）

科 目		申込月		申込締め切り日が土日祝日の場合はその一営業日前です。												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市 県 民 税	期別	振替			第1期			第2期			第3期			第4期		
		申請	1期分以降受付		2期分以降受付		3期分以降受付		4期分以降受付			次年度分受付				
	一括	振替			全期分											
		申請	今年度分受付		今年度は各納期で振替、翌年度6月末から一括振替											
固 定 資 産 税	期別	振替		第1期			第2期				第3期			第4期		
		申請	1期分受付	2期分以降受付		3期分以降受付					4期分以降受付		次年度分受付			
	一括	振替		全期分												
		申請	今年度分受付	今年度は各納期で振替、翌年度5月末から一括振替												
国民健康保険税 及び 介護保険料	期別	振替			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期		
		申請	1期分以降受付		2期以降	3期以降	4期以降	5期以降	6期以降	7期以降	8期以降	9期以降	10期以降	次年度分受付		
	一括	振替			全期											
		申請	今年度分受付		今年度は各納期で振替、翌年度6月末から一括振替											
軽 自 動 車 税		4月10日到着分まで今年度5月末に振替。それ以降は来年度5月末から振替開始														
後期高齢者 医療保険料	期別	振替				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期			
	のみ	申請	1期分以降			2期以降	3期以降	4期以降	5期以降	6期以降	7期以降	8期以降	次年度分			
情報ネットワーク 施設使用料 (行政ケーブルテレビ)	毎月	申込月の翌月分から振替開始（毎月25日振替）														
	一括	今年度は毎月振替、翌年度4月から一括振替														
市 営 住 宅 使 用 料	毎月	申込月の翌月分から振替開始														
保 育 料	毎月	申込月の翌月分から振替開始（毎月10日振替）														
老 人 ホ ー ム 入 所 者 負 担 金	毎月	申込月の翌月末から振替開始														
下 水 道 受 益 者 負 担 金	期別	第1期 7月26日から振替			第2期 9月26日から振替			第3期 11月26日から振替			第4期 1月26日から振替			翌年度第1期 翌年度7月26日から振替		
	一括	7月26日に1年分振替			翌年度7月26日から1年分振替											
上 下 水 道 料 金 等 (集落排水・簡易水道 給水施設等含む)		申込金融機関から上下水道部へ10日までに到着、受付分は当月から振替開始 その他は翌月から振替開始（毎月26日振替）														

※都合により振替の開始時期が変更されることがあります。ご了承ください。

佐伯市市税等

口座振替（新規・変更・解約）依頼書
自動払込利用申込書兼廃止届書

記入例

三部複写

○納税（入）義務者
住所、氏名（フリガナ）、生年月日、
連絡先を記入してください。

○口座名義人
預金者の住所、氏名（フリガナ）、連絡先
を記入してください。
印鑑は、通帳届出印を1枚目と2枚目に
押してください。

○金融機関（ゆうちょ銀行と、どちらかに記入）
預金口座をお持ちの金融機関名、支
店名を記入してください。

○口座番号（銀行等）
該当する預金口座の数字を○で囲み、
口座番号を、右つめて記入してくだ
さい。

○通帳番号（ゆうちょ銀行）
預金通帳の通帳記号と、通帳番号を
右つめて記入してください。

○振替科目
口座振替（自動払込）されたい科目の
番号を○で囲んでください。

○振替方法
ご希望の振替方法の数字を○で囲んで
ください。
・1. 期別（納期ごとに各期分ずつ
振替）
・2. 一括（年度当初の納期月に1
年分まとめて振替）

○通知書番号
納税（入）通知書の通知書番号を記
入してください。
・通知書の番号等が不明の場合は、
対象者の名前を記載してください。
・保育料の場合は、児童名と保育所
名を記入してください。
・老人ホームは、入所ホーム名を記入
してください。
・水道料金等の場合は、お客様番号
を記入してください。お客様番号が不
明の場合は水道の使用場所を記入し
てください。

○申込年月日
依頼書（申込書）を提出する
期日を記入してください。

○申込区分
新規は「1」、変更は「2」、解約の
場合は「3」に○印をしてください。

取扱金融機関御中

佐伯市市税等

口座振替（新規・変更・解約）依頼書
自動払込利用申込書兼廃止届書

金融機関控

佐伯市市税等の口座振替・自動払込について、口座名義人と共に裏面記載の約定を確認の上、申し込みます。

申込年月日	○年 ○月 ○日	申込区分	○:新規 2:変更(ゆうちょ銀行を除く) 3:解約
住所	〒8760000 佐伯市00町0番0号		
納税義務者 (納入義務者)	フリガナ	サ イ タロウ	
氏名	佐伯 太郎	明 大 平	○年 ○月 ○日

口座名義人	住所	〒8760000 佐伯市00町0番0号		
フリガナ	サ イ タロウ			
氏名	佐伯 太郎			
金融機関	(ゆうちょ銀行以外)			
金融機関コード	支店コード	預金種別	(番号に○印)	
00	00	1.普通・総合 2.当座 3.納税準備	1 2 3 4 5 6 7	
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	金融コード	通帳記号
1 6 6	下記による	9 9 0 0	1	0
1 7 6				

※お申し込みされる項目の該当欄に必要事項を記入してください。

科 目 (番号に○印)	振替方法 (番号に○印)	振替(払込) 開始年 月・期	通知書番号・氏名等
1 市県民税	1 期別 2 一括	年度 期	9.0.12.3.4.5.6
2 固定資産税	1 期別 2 一括	年度 期	
3 国民健康保険税	1 期別 2 一括	年度 期	
4 軽自動車税		年度	名義人氏名
5 介護保険料	1 期別 2 一括	年度 期	
6 後期高齢者医療 保険料		年度 期	
7 情報ネットワーク施設使用料 (行政ケーブルテレビ)	1 毎月 2 一括	年 月	
8 市営住宅(等) 使用料		年 月	
9 保育料		年 月	保育所名 児童名
10 老人ホーム 入所者負担金		年 月	入所ホーム名
11 下水道受益者負担金	1 期別 2 一括	年 期	名義人氏名
12 上下水道料金 (集落排水・簡易水道 給水施設等含む)		年 月	お客様番号
水道使用場所	佐伯市		

金融機関使用欄（不備返却理由）
1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
(店名・預金種別・口座番号・口座名義人)
3. 印鑑相違
4. その他

受付	印鑑照合	検印
----	------	----

取扱店日附印

※記入誤りは、二本線で訂正し、
通帳届出印を押印してください。

※お問い合わせ先 佐伯市役所 TEL 0972-22-3111

- 市県民税、国保税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については 収納課
- 情報ネットワーク施設使用料については 情報推進課
- 市営住宅等使用料については 建築住宅課
- 保育料については 子ども福祉課
- 老人ホーム入所者負担金については 高齢者福祉課
- 上下水道料金等については 上下水道部 営業課
- 下水道受益者負担金については 下水道課

佐伯市市税等 口座振替・払込日

佐伯市市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料	
振替納付期日	納期日振替。振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日。
佐伯市市営住宅等使用料	
振替納付期日	毎月月末振替。振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日（12月は前営業日）。
佐伯市保育料	
振替納付期日	毎月10日振替。振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日。
佐伯市情報ネットワーク施設（行政ケーブルテレビ）使用料	
振替納付期日	毎月25日振替。振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日。
佐伯市老人ホーム入所者負担金	
振替納付期日	毎月月末振替。振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日。
佐伯市下水道受益者負担金	
振替納付期日	7月26日・9月26日・11月26日・1月26日振替。 振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日。
佐伯市上下水道料金等	
振替納付期日	毎月26日振替。振替・払込日が金融機関の休業日のときはその翌営業日。

佐伯市市税等 口座振替約定（ゆうちょ銀行を除く）

1	私が納付すべき佐伯市市税等について、貴店に納付書等が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を表記の預・貯金口座から払い出し、佐伯市の指定口座に振り込んでください。
2	預・貯金の払い出し手続きについては、小切手の払出または預・貯金払戻請求書の提出はいたしません。
3	預・貯金口座の残高が払込日において納付書等の金額に満たないときは私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
4	この口座振替契約に貴店または佐伯市が必要と認めた場合は、私に通知することなく解約されても異議ありません。
5	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金等において還付金が生じたときには表記の口座に振り込んでください。
6	この口座振替契約を解約する時は、私から解約届を提出いたします。
7	口座振替された市税等の領収証書等の発行は必要としません。
8	この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。